

令和5年度第3回 川西町介護保険運営協議会・  
川西町地域包括支援センター運営協議会 会議録

期日：令和6年2月8日（木）

時間：午後3時00分～午後4時30分

場所：川西町役場 中会議室

出席委員 加藤健吉会長、村上英樹委員、片山彰浩委員、金子正美委員、高橋栄一委員、  
山田昌弘委員、安部眞委員、菅野明日香委員、青木順子委員、伊藤博委員  
高根功委員、菅井昌子委員、佐藤けい子委員

欠席委員 米野邦宏委員、樋口悦子委員

事務局 原田福祉介護課長、梶山介護主幹、一條介護支援主査、推名包括支援主査、  
吉村包括支援主査、小倉福祉主幹、緒形年金保険主幹、岡崎健康主幹

説明者 (株)ジャパンインターナショナル総合研究所 まちづくりプランナー 志村龍彦氏

《 次 第 》

進行役：梶山介護主幹

1. 開会 梶山介護主幹
2. 挨拶 加藤会長
3. 会議録署名員の指名  
会長より、伊藤博委員を指名
4. 報 告 議長：加藤会長  
(1) 川西町介護施設事業所アンケート調査について 梶山介護主幹
5. 協 議  
(1) 第9期川西町介護保険事業計画等（案）について  
(株)ジャパンインターナショナル総合研究所  
梶山介護主幹

【以下、質疑及び意見等】

(委員)

P35第2項第2目介護用品購入支援事業（市町村特別給付事業）の中で、保険者機能強化推進交付金を活用して、高齢者の自立支援等に向けた必要な取り組みを進めて行きますとあるが、具体的にどのようなものなのか。

(回答：梶山主幹)

保険者機能強化推進交付金を本町では市町村特別給付費に充てている。この交付金はインセンティブ交付金といって、国で指標が定められているものに対し、計画を立て実行し見直しをして改善をしていくといったPDCAサイクルを回して、実際に取り組んでいる場合に点数づけになる。その点数にお金がついてくるといった交付金になっ

ている。高齢者の自立支援に取り組みれば取り組むほど額が上がるものになる。町ではおむつ券の支給に交付金を当てさせていただきながら取り組んでいるが、点数が取れていないところに対し点数が取れるよう新たな取り組みが必要という意味合いで記載させていただいた。

(委員)

P37第1項介護予防・生活支援サービス事業の中で、要支援認定者及び基本チェックリストで該当となった事業対象者とあるが、具体的に何人なのか。

(回答：推名主査)

令和5年度について把握していないが、要支援認定者についてはP9にもあるように令和4年度要支援1の方が60人、要支援2の方が132人となっている。令和5年度においても大差ないと思われる。事業対象者については、だいたい例年30人程度となっている。

(委員)

P39第2項総合相談支援体制の充実とP40第5節権利擁護の取組の推進で出てくる成年後見制度の利用支援及び後見人の報酬等に対する費用助成について。最低でも月2～3万かかるといわれているがどれくらい費用助成を考えているのか。置賜成年後見センターに頼むといくらで請け負ってくれるのか。

(回答：原田課長)

置賜成年後見センターは令和4年度にできた。後見人を頼んだ場合、場面場面、頼む方によって費用が異なる。これまでは、受託された方が協力的で、難しい案件ではなかったのが5千円で12か月という方がいた。状況によって負債の相続などが残っていたり問題を抱えている場合だと、弁護士が後見人となり、報酬は高くなる可能性がある。

町の予算としては2人分、低所得者に対する予算になっている。川西町では実質的に置賜成年後見センターに請け負ってもらった事案はまだない。

後見人の申し出を町長がする場合がある。その際、切手代、収入印紙代、戸籍の調査などの経費も町で負担する。その経費も予算化している。

後見制度の普及が十分されていない。費用は安くはないし、手続きも大変。置賜成年後見センターとは、安部委員からのご意見をもとに今後普及できるよう話をしながら進めて行き、計画の中にも反映できたらと思っている。

(委員)

P67差し替えの資料において、⑪財政安定化基金取崩額と⑫保険者機能強化推進交付金等の交付見込額は実際あるのか。

(回答：梶山主幹)

⑪財政安定化基金取崩額については組み立てができずに借金をする場合のお金にな

る。これまで町では取崩額は0としてやってきた。⑫保険者機能強化推進交付金等の交付見込額については確認不足であった。年間460万くらいいただいている。3年間分の金額が入ることになる。システムで計算しているので割り出した金額には間違いと考えるが、この表に転記するうえで抜けてしまったと想定されるので確認をして訂正させていただく。

(委員)

P38第2項災害時の避難行動要支援者支援体制の整備において、能登半島地震でも避難に苦慮している状況。避難行動要支援者個別避難計画を整備中だと思うが、福祉避難所を開設してほしい。

(回答：原田課長)

指定避難所として一つの建物の中に一般の方と指定の方を分けるようになっていたが、建物自体分けるべきだとなって福祉避難所という言葉も出てきている。現在本町の防災計画上、生きがい交流館などが指定避難所とされているが、現実的には実際避難した場合の介護する人や機能がなければ避難所として意味をなさない。建物だけがあっても意味がない。

現在介護・障がいの施設に回らせていただいて、介護される方も含めて場所も想定しながら福祉避難所としての話し合い協力体制のお願いをしている。また、一か所だけでなく複数個所必要だとして協議している。時間をいただきたい。

(委員)

P37第2項総合事業の取組の関連する指標として、前回計画書では訪問型サービスA・B・C、通所型サービスA・Bとあったが、緩和した基準による訪問型サービス、住民主体の訪問型サービスと名称が変わっている。変更があったのか。

(回答：推名主査)

第8期までは訪問型サービスA・B・C、通所型サービスA・Bと記載していたが一般の方には非常に分かりにくく、だれが見てもわかりやすいよう今回この表現に変えた。

(委員)

P67で⑫保険者機能強化推進交付金等の交付見込額について、先ほど460万円の3年分およそ1,500万円の金額が入るが、その場合保険料は安くなるのか。

(回答：梶山主幹)

システムで入力したものを転記した際に漏れてしまったものであり、間違いがないか確認をしているところである。これまでの給付費等の積み上げと今後の見通しの判断から割り出した保険料であるので、もしこの部分の金額に変更が生じる場合であっても、⑨準備基金取崩額を減らす形で保険料は6千円とさせていただきたい。

(2) 地域密着事業所指定の更新について

一條主査

以上、委員会の次第及び協議の内容については、事務局において記載したものであるが、その内容は正確であることを証する。

令和6年3月1日

議 長.....加藤 健吉.....

議事録署名委員.....伊藤 博.....

(原本には署名をいただいております)